

人権週間特集号



みんなで考える 男女共同参画

男女が互いに認め合い、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会をめざした取組が、行政、企業など社会全体で進められています。

本市でも「福知山市男女共同参画推進条例」、「第3次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2011」にもとづき、人権を尊重し、男女が喜びも責任も分かち合いながら、ともに輝ける社会を実現するため、様々な事業を実施しています。

そのひとつとして、職場や地域、家庭での男女共同参画について考えてもらうことを目的に「男女がともに考える はばたきセミナー」が年4回開催されています。

9月11日(月)に夜久野子育て支援センターで開催された「はばたきセミナー」第2講座は、「笑いヨガとわいわいトーク」と題し、身の回りにおける性別役割分担意識をテーマに行われました。

講師には、中丹エリアで、男女共同参画社会の実現に向けて、働く女性の活躍を支援する「中丹地域を結ぶネットワークの会 CHU-DUTREIN」の皆さんを招き、高齢者の人から子育て世代の人まで男女あわせて36人が参加しました。

笑いヨガとは、笑いが健康に良く、コミュニケーションを円滑にすることに注目し、笑いの体操とヨガの呼吸法を組み合わせた運動法です。その独特な動きに、はじめは恥ずかしそうな様子の皆さんでしたが、次第に緊張がほぐれ、思い切り笑い合っていました。

たくさん笑ってリラックスしたあとは、女性が働くこと、また、男性が家事をすることなど生活の中にある男女の役割分担意識について、なごやかに話し合いました。

参加した谷川愉美さんは、笑いの絶えないセミナーを終え、「楽しく過ごすことができました」と笑顔で話しました。

「男女がともに考えるはばたきセミナー」では、第1講座にLGBTを、第3講座にリベンジポルノをテーマに実施しています。

誰もが職場・地域・家庭で、自分らしく個性と能力を発揮できる社会を築いていくため、みんなで考えることができることから始めましょう。

くわしくは、**人権推進室・男女共同参画センター**(TEL 247022・FAX 236537)にお問い合わせてください。

(秘書広報課)

ヘルプマークとは

義肢や人工関節を使用している人や内部障害や難病の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人がいます。

そうした人たちが、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。

ヘルプマークを身につけている人を見かけたら、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなどの配慮をお願いします。



ヘルプマーク

■ 配布しているところ（障害者手帳や診断書の提示は不要です）

- 社会福祉課障害福祉係 TEL 24-7017
- 生活交通課 TEL 24-7020
- 中央保健福祉センター TEL 23-2788
- 三和支所 TEL 58-3001
- 夜久野支所 TEL 37-1101
- 大江支所 TEL 56-1101

※そのほか街で見かける障害のある人に関するマークには次のようなものもありますのでご紹介します。

	<p>障害者のための国際シンボルマーク</p>	<p>障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害のある人の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>
	<p>身体障害者標識（身体障害者マーク）</p>	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。このマークを付けた車に幅寄せや割り込み運転は、行ってはいけません。</p>
	<p>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</p>	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。このマークを付けた車に幅寄せや割り込み運転は、行ってはいけません。</p>
	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p>	<p>視覚に障害のある人のための世界共通のマークです。視覚に障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。このマークを見かけた場合には、視覚に障害のある人の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>
	<p>耳マーク</p>	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。聴覚に障害のある人は見た目には障害のようすが分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを掲示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。</p>
	<p>ほじょ犬マーク</p>	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。補助犬はペットではありません。体の不自由な人の体の一部となって働いています。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的に声をかけをお願いします。</p>

 <p>オストメイト マーク</p>	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>
 <p>ハート・ プラスマーク</p>	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望している人もあります。このマークを着用されている人を見かけた場合には内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>
 <p>（社会福祉法 人日本盲人会 連合推奨マ ーク）</p> <p>「白杖 SOS シグナル」 普及啓発シンボルマーク</p>	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホーム上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、SOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>

平成29年度 人権標語応募作品

各小中学校に「人権と平和に関する標語」を『児童・生徒の部』と『一般の部』で募集をしました。気持ちのこもった作品をたくさんいただき、ありがとうございました。

みなさんの作品をとおして、お互いの思いやりや心配り、命の大切さを考え、「人権尊重の輪」を広めましょう。応募された標語はチラシへの掲載や広報ふくちやまで啓発活動に利用させていただきます。以下、一部をご紹介します。

…… 児童・生徒の部 ……

無関心 そういう態度が いじめ生む
(夜久野学園9年生)

いのちって だいにしなきゃ だめなんだ
(細見小学校2年生)

今すぐに 伝えてあげて 一人じゃない
(美鈴小学校6年生)

ひとりぼっち
ひとことかければ あたたかい
(金谷小学校2年生)

思いやり 相手も自分も 幸せに
(六人部中学校3年生)

友達と なかよくすごす 楽しい日
(上豊富小学校4年生)

ともだちの えがおがないと かなしいな
(天津小学校1年生)

なかないで
いっしょにいるよ あそぼうよ
(雀部小学校3年生)

できること 十人十色 それがいい
(成和中学校3年生)

人と人 助け合って 難 乗りこえる
(庵我小学校6年生)

きめつけず もっとよく見て よく知って
(惇明小学校2年生)

かっこいい
ともだちだいに できるひと
(大正小学校1年生)

…… 一般の部 ……

我が子に伝えたい
初めて抱いた時に感じた 命の重み
(雀部小学校保護者)

生涯学習課 (TEL24-7064・FAX24-4880)

小学校親子授業

「ネットトラブルストップ講座」

ネットトラブルストップ講座について

昨年度、小学校9校で実施した「ネットトラブルストップ講座」を今年度も実施しています。今年度は、市内小学校10校で実施予定にしており、講師には引き続き、兵庫県情報セキュリティサポーター篠原嘉一さんしのはら かいちをお招きし、最新のネットやアプリ※1の情報を織り交ぜて講話いただいています。多くの子どもたちが現代のネット環境に精通している現状を保護者や教職員に知ってもらい、また、子どもたちにスマートフォン※2のアプリの危険性やネットトラブルを防ぐための使用法を知っていただく機会となっています。

ネットトラブルストップ講座で学んでいることの例を紹介します。

●スマホの危険性

※2 SNS 関連アプリの中には、スマートフォン内の電話帳情報を取得し、同じSNSの利用者を検索する機能が付いているものがあります。自身の端末に保存したメールアドレスなどの個人情報をSNS事業者に渡してしまうことになるため個人情報流出の危険性があります。

●スマホで撮影した写真の危険性

スマホで撮影した写真は、位置情報サービスオフにしないと位置情報が記録されます。そのまま撮影した写真をSNSなどに投稿してしまうとその情報が第三者に知られてしまいます。

自宅※1で撮影した写真をそのまま投稿した場合、自宅の場所が特定されてしまうためストーカーの被害に遭う可能性もあるので十分注意が必要です。

子どもたちをネットトラブルから守るために

ネット社会である現在、子どもたちが、ネットやスマートフォンに関わらないということは難しい状況があります。実際、小学生のうちからスマホやスマホアプリを使ったことがあるという子どもたちも多くなります。子どもたちが安全でかつトラブルに巻き込まれないよう大人たちは子どもたちの置かれている状況をしっかりと把握し、使用する際のマナーや危険性をしっかりと伝えうまく使用できるように教えていくことが求められています。

そんな中で子どもだけでなく子どもと大人一



講師 篠原嘉一さん

緒に約束ごとを作り正しく使用していくことも大切であると考え、市内の小中学校では、その約束ごとをPTAと一緒に作り作成している学校もあります。

12月1日に開催する「いじめ防止講演会」では実際に福知山市立上豊富小学校で作成されたルールや取り組みの発表もあります。

各家庭でも一度親子で話し合う機会にしてみてはいかがでしょうか。

※1 アプリ：アプリケーションの略。スマートフォンをより便利に、より自分らしく使うために追加するもの。
 ※2 SNS：ソーシャル・ネットワーク・サービスの略。人と人とのつながりを支援・促進するコミュニケーション型のネットサービス。ライン、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなど。

小学校親子授業 実施校

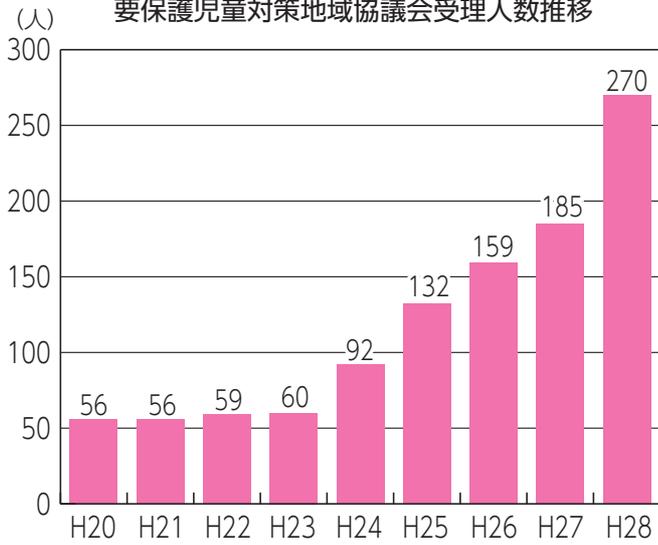
- 昭和小(9月4日)
- 遷喬小(11月20日)
- 細見小(11月30日)
- 有仁小(12月11日)
- 大正小(12月18日)
- 美河小(9月28日)
- 金谷小(11月29日)
- 佐賀小(12月11日)
- 惇明小(12月18日)
- 雀部小(●月●日)

■ 学校教育課 (TEL 24-7040・FAX 24-4880)

11月は児童虐待防止推進月間です

ぎゃくたい

要保護児童対策地域協議会受理事数推移



福知山市の虐待の現状

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

本市の児童虐待の人数は、全国の状況と同様に増加しています。

平成28年度、本市の要保護児童対策地域協議会の児童虐待等の受理事数は、270人で、その内の245人が虐待（疑いを含む）となっています。

しつけと虐待

子育てに体罰や暴言による「愛の鞭」は、絶対してはいけません。

子育ては、思い通りには行きません。イライラし、つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもあります。しかし、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。

体罰や暴言は、しつけに効果があるように思われますが、恐怖により子どもをコント

子どもを健やかに育むために

～愛の鞭ゼロ作戦～

ポイント
1

子育てに体罰や暴言を使わない！
「叩かない・怒鳴らない」
を心に決めましょう。

ポイント
2

子どもが親に恐怖を持つと、
SOSを伝えられない。

ポイント
3

爆発寸前のイライラをクールダウン
自分なりの方法を見つけておきましょう。

ポイント
4

親自身がSOSを出そう！
子育ての負担を一人で抱え込まないでね。

ポイント
5

子どもの気持ちと行動を分けて考え、
育ちを応援。
大らかに構えましょう。

「子育ての悩みがあるときは…」

■子育て支援課

TEL 24-7066

■健康推進課

FAX 23-6537
TEL 23-2788

■全国共通ダイヤル

189
FAX 23-6537

ロールしているだけで、子どもが、なぜ叱られたのか理解できなければ、しつけの効果も期待できません。

右の5つのポイントを心がけて子ども向き合ってみてください。

成年後見制度について知っていますか？

成年後見制度とは、認知症や障害などにより判断能力が不十分な人が不利益を被らないよう、支援する制度です。家庭裁判所で選ばれた成年後見人などが支援をします。

その人の判断能力により、

- 後見・・・自己の財産の管理・処分ができない
- 保佐・・・自己の財産の管理・処分を行うには常に援助が必要である
- 補助・・・自己の財産の管理・処分を行うには援助が必要な場合がある

の3種類があります。

成年後見制度の利用促進については、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画が決定されています。今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれており、成年後見制度を必要とする人も増えていくと思われます。

成年後見制度に関する相談窓口

桃映・南陵地域包括支援センター	TEL 24-7073
成和地域包括支援センター	TEL 34-0559
日新地域包括支援センター	TEL 45-3227
六人部・三和地域包括支援センター	TEL 58-2120
川口・夜久野地域包括支援センター	TEL 37-1108
北陵・大江地域包括支援センター	TEL 56-1106
成年後見センター	TEL 25-3211



元気な高齢者の活動を紹介!

福知山市では今年5月から、健幸いきいき倶楽部を各地域で行っています。職員と参加者が一緒に楽しく体操などを行っており、65歳以上の方ならどなたでも参加いただけます。

(事前の申し込みは必要ありません)

いつまでも住み慣れた地域で元気に過ごしていただくため、皆さんも一度参加されてみませんか？

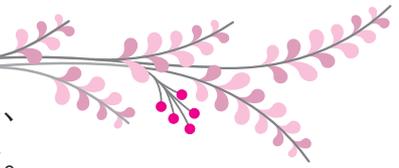


実施日時		実施場所
月曜日	13:30 ~ 15:30	特別養護老人ホーム 三愛荘 (猪崎) (※10月から)
火曜日	9:30 ~ 11:30	特別養護老人ホーム 五十鈴荘 (大江町二俣)
	13:30 ~ 15:30	特別養護老人ホーム 豊の郷 (大門)
水曜日	9:30 ~ 11:30	特別養護老人ホーム グリーンビル夜久野 (夜久野町平野)
	13:30 ~ 15:30	川口地域公民館 (野花)
木曜日	9:30 ~ 11:30	地域密着型介護福祉施設 橘 (三和町千束)
	13:30 ~ 15:30	日新地域公民館 (石原)
金曜日	9:30 ~ 11:30	高齢者複合福祉施設 晴風 (大内)
	13:30 ~ 15:30	高齢者総合福祉施設 えるむ (旭が丘)

※祝日、警報発令時等実施しない場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

■高齢者福祉課 (TEL24-7013・FAX22-9073)

地域ぐるみの多文化共生



本市では、外国籍市民も同じ地域の住民として互いに認め合い、共に幸せを生きることができる「多文化共生」を推進しています。

平成29年度からは、文化庁『「生活者としての外国人」のための日本語教育事業地域日本語教育スタートアッププログラム』の採択を受けて、地域日本語教室の開設・運営支援に取り組んでいます。

国籍や文化の違いにとらわれず、偏見や誤解のない対等な関係を築き、人権が尊重され、誰もが「共に幸せを生きる」多文化共生社会の実現をめざして、みんなで協力し、地域ぐるみで取り組みましょう。

学ぼう！

【多文化共生推進講演会 —地域ぐるみの多文化共生—】

日時 平成29年11月19日(日)
午後1時30分～午後3時

場所 福知山公立大学4号館101号室

講師 にしはら すずこ
西原 鈴子さん
(地域日本語教育スタートアップ
プログラムシニアアドバイザー)

つながろう！

【福知山市国際交流発表会】

日時 平成30年2月(予定)
午後1時30分～午後4時

場所 市内

内容 ○外国籍市民によるスピーチ
○異文化交流ワークショップ

※詳細は広報ふくちやま1月号に掲載予定です。

活かそう！

【国際交流ボランティア】

募集分野

- ①ホストファミリー
- ②通訳・翻訳
- ③文化・得意分野の紹介
- ④福知山市国際交流ネットワーク会議
活動支援

飛び込もう！

【ふくちやま日本語教室】

日時 毎週日曜 午後2時～午後4時
※第5日曜及び祝日等除く

場所 人権ふれあいセンター掘会館

内容 ○外国籍市民へ、教材を
用いての日本語教育
○交流イベント
(七夕まつりなど)

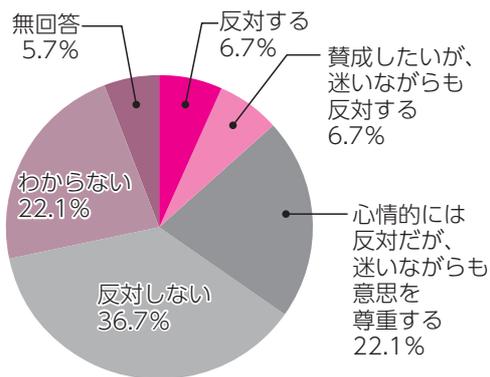
各事業の問合せ先：まちづくり観光課 (TEL24-7076・FAX24-6537)

あなたは どう思われますか？

以前、市役所に「孫が結婚するので相手が同和地区出身かどうか知りたい」「福知山の同和地区のことを教えてほしい」といった問い合わせがありました。また「こんなことを聞いてはいけないことは分かっていますが、同和地区の人との結婚となると、周りから反対されたり…」とも話されていました。

あなたは、どう思われますか？ 大切なことは何でしょう。

■身近な人が結婚を望んでいる場合、 あなたはどのような態度をとりますか？ (同和地区出身者との結婚)



平成26年に実施した「福知山市人権問題に関する意識調査」の結果を見ると、同和地区出身者との結婚に対して、反対しないという人は、36・7%でした。一方、反対する・感情的には反対といった意識を示す人は35・5%となっています。前回調査(平成22年度実施)と比較すると、反対しない人が29・9%から少し増加し、反対する・感情的には反対といった意識を示す人は39・6%から少し減少し

○市民の皆さんの意識は

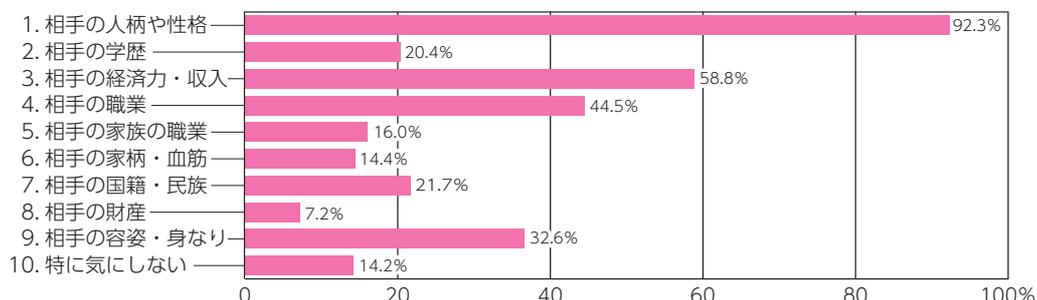
一方、別の設問で、「お子さんなど、あなたの身近な人の結婚相手を考える際、気になることはありますか？」とたずねたところ「相手の人柄や性格」を92・3%の人が選択しています。大切なのは「人柄や性格」であり、誰もが自分自身を見てほしいと思っているのではないのでしょうか。

■同和地区出身者との結婚について《前回との比較》

	今回調査 (26年度)	前回調査 (22年度)
反対しない	36.7%	29.9%
反対する 感情的には反対	35.5%	39.6%

ています。反対しないという人が増えてはいますが、約4割の人に結婚に反対するという意識が残っているという結果となりました。

■お子さんなど、あなたの身近な人の結婚相手を考える際、気になることはありますか？



○いまだ存在する差別意識

残念ながら、いまだ出身や家柄などを理由に結婚や就職に際して、不利益な扱

いがされたり、住居を選ぶときに同和地区を避けようとするなどの差別行為が存在しており、本市でも結婚や引越しに際しての同和地区間い合わせや戸籍謄本等の不正取得、公共施設への落書きなど起きています。

○部落差別解消法について

こうした同和地区出身者に対する差別（部落差別）をなくすため、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が昨年12月に施行されました。

この法律は、いまでも部落差別が存在していることや、インターネット上に差別的な書き込みがされるなど情報化の進展による状況の変化が生じていることを踏まえ、改めて部落差別は許されないことを明らかにし、国民一人ひとりの理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

そのため、「相談体制の

充実」「教育・啓発」「部落差別の実態調査」に取組むことを定めています。

○差別をなくしていくために

今、さまざまな差別をなくす取組がはじまっています。昨年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、また6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

一人ひとりの人権が尊重され、差別のない社会を実現するためには、わたしたち一人ひとりがこれらの問題にしっかり向き合うことが大切です。正しい知識を身に付け、差別をなくすための行動をしていきましょう。

■人権推進室

(TEL 24・7022・FAX 23・6537)

人にいちばん近いまちづくり 人権講演会を開催します

12月の人権週間推進事業として、人権について考えていただくことを目的に開催します。ぜひご参加ください。

- と き／平成 29 年 12 月 6 日（水）
午後 7 時～9 時
- ところ／福知山市民ホール
ハピネスふくちやま 4 階（内記三丁目）
- 内 容／<第 1 部>人権擁護委員による活動報告
<第 2 部>人権講演会
「これからの人権教育啓発の課題
～部落問題をどう語り、伝えていくのか～」



○講 師／^{いしもと}石元 ^{きよひで}清英さん
（関西大学教授）

《講師プロフィール》

大学院で被差別部落の現状研究を始め、現在は関西大学の教授を務める。

また、多くの自治体の審議会、懇話会委員を務めるなど、学外での活動も活発に行っている。

- 定 員／350 人（当日先着順）
- 入場料／無料・予約不要
- その他／保育ルーム・要約筆記・手話通訳・磁気ループ・赤外線補聴システムを準備しています。

■人権推進室（TEL24-7022・FAX23-6537）

『身元調査とは』

結婚や就職のときに、興信所などの調査業者に依頼したり、知人や近所の人などへ聞き合わせたりして、本人の知らないところで個人に関する情報を調べることがあります。この行為は単にプライバシーの侵害だけでなく、国籍や社会的身分、家柄、職業、出身地、宗教、信条などを理由に人を避け、排除する目的でおこなう差別行為であり、決して許されないものです。

本市では、差別につながる身元調査をなくし、住みよい社会にしていくために、「身元調査お断りステッカー」を作成し各戸の玄関などに表示する活動などを展開しています。

「身元調査 しない・させない・見逃さない」
取組を私たち一人ひとりの課題として実践していきましょう。



住民票・戸籍謄本など 第三者に不正取得はさせない ～事前登録型本人通知制度に登録しましょう～

事前登録型本人通知制度は、不正取得と特定の人物による権限の悪用を未然に防ぎ、市民のみなさんのプライバシーを守る制度です。福知山市に住民登録や本籍のある人が、事前に登録しておくことで、代理人や第三者などの本人以外に戸籍や住民票の写しなどが交付されたときに、通知します。

戸籍謄本などを第三者に交付したことを、本人に通知することで、不正取得の発覚につながります。この制度は登録者が増えることで、不正請求に対する抑止力の強化につながります。自分や家族の大切な個人情報を守るために、ぜひ登録してください。

現在の登録情報 1,217人(平成29年9月末)

目標 3,000人(平成33年3月末)

●まず登録を

手続きは市窓口へ

市民課、各支所、各人権ふれあいセンター、各児童館で登録することができます。印鑑と運転免許証など本人確認できる書類をお持ちください。

●登録後、本人以外に住民票などを交付したときは

本人以外に住民票などを交付

交付したことを登録者本人へ通知



問い合わせ：市民課 (TEL24-7014・FAX23-6537)

人権推進室 (TEL24-7022・FAX23-6537)

人権擁護委員 活動紹介

人権擁護委員は、全国の各市町村で活動を行う民間ボランティアです。

おもな業務内容は、地域の人から人権相談を受けたり、人権についての啓発活動を行っています。

今回は、人権啓発活動について紹介します。

(1) 人権教室

各地の小学校や幼稚園・保育園などを訪れ、紙芝居や人形劇などを通じて、相手を思いやる優しい気持ちを育てる活動を行っています。

(2) 人権の花運動

- 小学校や幼稚園、保育園に花の球根やプランターなどを配布します。子どもたちが協力して育てることによって、生命の尊さを実感するとともに、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的としています。

- 市の保育園・幼稚園と小学校で、約200名の園児・児童が京都府の人権の花「すいせん」の球根の植え付けを行い、大切に育てています。



植え付けの様子

人形劇



紙芝居



きれいな「すいせん」の花が咲くといいなあ…

■人権推進室 (TEL24-7022・FAX23-6537)

人権と福祉の拠点施設

人権ふれあいセンターをご利用ください

人権ふれあいセンターは「地域福祉のコミュニティセンター」として、人と人とのつながりを大切に、その絆をさらに強めることによって、お互いを認め合い偏見や差別のないふるさと福知山を作るため、年間を通してさまざまな事業を実施しています。

人権ふれあいセンターのおもな事業

●教養・文化教室の開催

- ・創作教室
- ・カラオケ教室
- ・体操教室
- ・気功教室
- ・手芸教室
- ・編み物教室
- ・書道教室
- ・野菜作り教室 など

●高齢者デイサービス事業

(下六人部会館・南佳屋野会館・堀会館・夕陽が丘教育集会所)

高齢者がいつまでも元気で生き活きと暮らしてもらえるよう、介護予防のための教室(デイサービス事業)を毎月1回行っています。会館・集会所まで来られない人には、送迎サービスがあります(運行時間の関係で送迎地域に制限があります)。



下六会館「デイサービス」

●交流事業の開催

- ・夏祭り
- ・文化祭
- ・ふれあいサロン など



堀会館ふれあいの夕べ

●人権啓発事業の開催

- ・人権啓発フェスティバル
- ・人権講演会
- ・人権啓発パネル展など

●総合生活相談の窓口

身近な生活相談の窓口として様々な相談に応じています。

- ・福祉相談・教育相談・人権相談
- ・就労相談

(ハローワーク・北京都ジョブパークと連携して、就労についての相談を行っています。)

市内にお住まいの人であればどなたでもご参加いただけます。内容・開催日は会館によって異なります。詳しい内容や申込方法などについては各人権ふれあいセンターへお問い合わせください。

■人権推進室 (TEL24-7021、7022・FAX23-6537)

■人権ふれあいセンター

開館日：毎週月～金曜日 午前9時～午後5時45分

休館日：土・日・祝日、12月29日～1月3日

施設名	所在地	電話・FAX	施設名	所在地	電話・FAX
下六人部会館	長田	27-0194	きらめき館	夜久野町額田	37-1311
南佳屋野会館	前田	27-6009	さわやか館	夜久野町板生	38-0328
堀会館	堀	23-3927			

児童館の取り組み

「幸せを生きる」
子どもたちのために

福知山市内には10館の児童館・児童センターがあります。

児童館では、

①「人を大切にする人材育成事業」
子どもたちが差別に気づき、差別をなくそうと実践することのできる人材を育てていく

②「出会いふれあい推進事業」
地域のみなさんにも参加してもらい、人権のまちづくりを進めていく

③「元気づけいのびのび事業」
乳幼児やその保護者のみなさんの居場所や相談場所としての役割を担い、子育てを支援していく

この3つの取組を中心にして、それぞれ児童館・児童センターの特色を生かしながら人と人との繋がりを大切にし、さまざまな活動を行っています。

小学生社会体験交流研修

この事業では、児童館で学習している小学生5・6年生を対象にし、仲間づくりを行うとともに、人権リーダーの育成を目的に研修を実施しました。

平成28年には、奈良県御所市を訪れ、水平社博物館を見学し、西光寺の住職さんからお話を聞き、日本最初の人権宣言である「水平社宣言」について学習を深めました。

子どもたちの感想を紹介します。「差別をなくすためにみんなが協力して水平社をつくったのがよかった。」



「差別されることは、とても苦しいことなんだと分かった。」
「十人十色、人には個性がある。」

「差別をされている人がいたら声をかけて、差別をしている人には注意をしていきたい。」

このように研修を通して、子どもたちには多くの気づきがありました。

これからも、自分を大切に、人を大切にする子どもたちに、また、お互いを認め合い、「人にいちばん近いまち」「幸せを生きる」まちづくりを支える子どもたちを育てていきます。



市内の児童館・児童センター	所在地	電話/FAX
堀児童館	堀 口	23-5973
前田児童館	前 田	27-6711
南佳屋野児童館	南佳屋野町	27-5260
丘児童センター	旭 が 丘	23-3549
下六人部児童センター	長 田	27-3299
庵我児童館	下 猪 崎	23-7309
菟原児童館	菟 原 下 二	58-4366
額田児童館	向	37-1217
上夜久野児童館	中 田	38-0552
南有路児童館	南 二	57-0612

開館時間

※火曜日～土曜日

午前10時～午後6時まで

(日曜日・月曜日・祝日は休館)

※南有路児童館は、

火曜日～日曜日

午後1時～6時まで

(月曜日・祝日は休館)

お近くに来られた時には、お気軽にお立ち寄りください。

子育て支援課

(TEL 247082・FAX 236537)

身近な教育集会所へ

教育集会所は、さまざまな人権問題について理解と認識を深め、差別を解消することを基本とし、ふれあいを大切にすることを目的に教育・啓発・文化交流などの活動を推進する施設として設置しています。

各館独自で主催事業を展開しており、高齢者向け教室や文化教室に参加することができます。自分の趣味に合った講座を受講してみませんか？



貯筋体操で汗を流す（旭が丘教育集会所）



革で印鑑入れ・小物を創作（金屋ふれあいセンター）

また、貸館として文化サークル・レクリエーション活動、自治会・公民館活動、子育て支援活動など、各種団体の諸活動に利用できます。ただし、政治・宗教活動や営利目的での貸館はできません。

施設名	所在地	電話番号	施設名	所在地	電話番号
前田教育集会所	前 田	27-4327	上小田教育集会所	上 小 田	33-2823
夕陽が丘教育集会所	夕陽が丘	23-6498	一ノ宮教育集会所	一 ノ 宮	33-2824
旭が丘教育集会所	旭 が 丘	22-4649	大正文化センター	東 堀	22-5729
小田教育集会所	野 花	33-2094	夜久野町教育集会所	夜久野町額田	37-0370
庵我教育集会所	猪 崎	23-7236	新町コミュニティ会館	大江町河 守	56-1992
岡ノ三教育集会所	岡 ノ 三	23-7232	金屋ふれあいセンター	大江町金 屋	56-1802
金山教育集会所	行 積	36-0634	昭和集会所	大江町南有路	57-0001
下豊富会館	新 庄	22-0365	施設管理人の駐在日・時間は館毎で違います。		

*使用料無料。ただし光熱水費実費が必要な場合有。12月29日～1月3日休館。日曜・祝日の利用可。
ご利用の場合は、1週間前までに集会所か市生涯学習課までお申し込みください。 ■生涯学習課（TEL24-7064）

《利用上お願い》

- ・ 使用後は、使用報告書に必要事項を記入してください。
- ・ 机や座ぶとん、使用された備品等はもとの場所にお返してください。
- ・ 建物や備品を破損することのないよう、大切に使用してください。
- ・ 料理などで出た生ゴミやジュースの空き缶、タバコの吸い殻などのゴミは必ずお持ち帰りください。
- ・ 火災防止のため電気、ガス、灰皿の確認、また盗難防止のために窓の施錠をしてお帰りください。



豊かな人間性を養い、一人ひとりがお互いを認め合い尊重しあえる社会づくりをめざしています。

■生涯学習課（TEL24-7064・FAX24-4880）



若い力が未来をつなぐ

人権の輪つながり広がり事業

人権の輪つながり広がり事業とは、次代を担う人権リーダーを育てることを目的とし、人権や平和を学習する事業に参加する小・中・高校生が、つながりあい、仲間づくりをめぐす取組です。仲間づくりを通して、お互いの活動内容を学び、刺激しい、人権・平和学習を深めています。また、その成果を多くの人に伝えるために、啓発活動などを行い、人権リーダーとして活動していきます。

*STAR(差別を許さない子ども育成協議会)10児童館・児童センター合同事業小学生社会体験交流研修、広島平和行動、長崎平和学習の旅、沖縄人権文化体験研修、各児童館学習クラブ

★人権ワールドワーク

史跡等をめぐり、普段では感じることのない視点から歴史を学び、現在に残る差別の不条理性(おかしさ)について学んでいます。

今年度は、福知山市社会人権教育推進委員会・STAR共催として、7月24日(月)に岡山県瀬戸内市にある国立ハンセン病療養所・長島愛生園を見学しました。

ハンセン病の歴史や差別の実態について学び、参加者同士の絆を深めることができました。



学芸員の説明を聞く参加者

STAR差別を許さない子ども育成協議会

STARとは、差別を許さない子ども育成協議会の愛称で、「STUDY(学ぶ)・THINK(考える)・ACT(行動する)・RIGHTS(権利)の頭文字をとって名づけました。

次代を担う子ども達が、人権(権利)について、学び、考え、行動す

ることで、キラキラと輝き、人生の主役「スター」となってほしい、そんな思いが込められた愛称です。

協議会は、市内の小・中学生約30人の子ども会員と子どもの育成に関わる組織・団体の代表や、STARの活動に共感する人、子ども会員の保護者等の大人会員で構成しています。

子ども会員は、単にイベントや行事に参加するだけでなく、準備、受付、司会など、大人たちと一緒に運営に携わっています。また、STARを卒業した高校生が、子どもたちの活動を応援するSTARサポーターとして活動しています。

★国際交流事業

外国籍の人と交流し、世界各地の文化に実際に触れることによって、様々な文化や考え方の違いを知ることとを目的とし、市内観音寺で毎年開催される「国際交流ふれあい農園収穫祭」に参加しています。

収穫祭では、さまざまな催しを楽しむとともに、STAR子ども会員たちもステージ発表やゲームなどを考え、外国籍の人たちと交流します。

★ヒューマンフェスタ

ヒューマンフェスタでは、親子で人権を考える機会をつくることを目的に、映画の上映会や太鼓の演奏会を実施しています。

STAR子ども会員は、子どもスタッフとして、当日の会場ポスターや看板の作成、受付や会場整理、司会進行などを努め、イベントを自分たちで開催・運営します。



STARの子ども会員

★会員を募集しています

STARでは、一緒に活動していただける会員と、子ども会員として活動に参加してくれる小・中学生を募集しています。

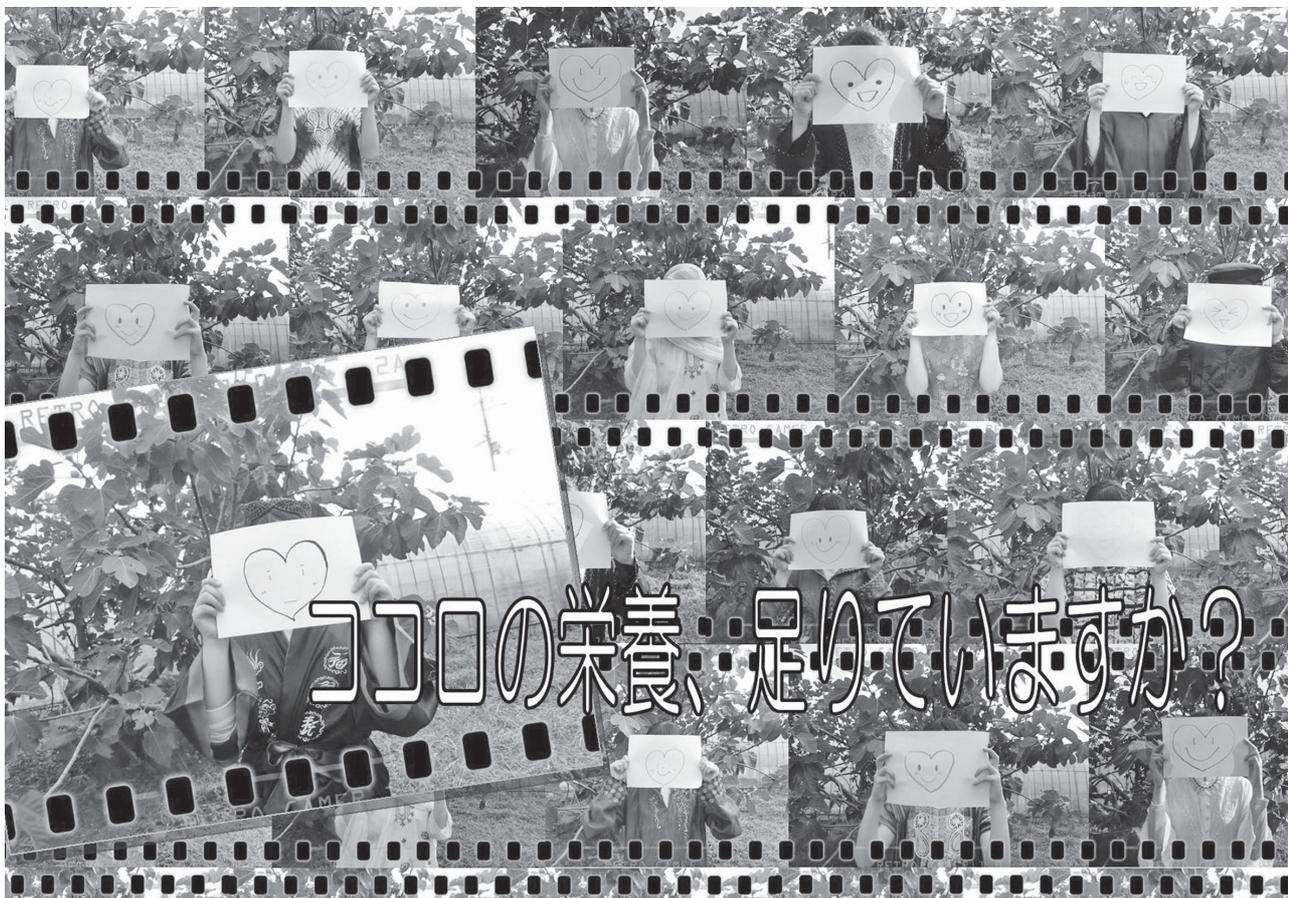
STARの活動に少しでも興味を持たれた人は、ぜひ協議会事務局までご連絡ください。

【STAR(差別を許さない子ども育成協議会)事務局】市教育委員会事務局生涯学習課(TEL 24,7064・FAX 24,4880)

相手の気持ちに寄り添いましょう！



あなたが「悲しい」と感じたことはどんなことでしょうか。
大切に使っていたコップをうっかり割ってしまったことでしょうか。
飼っていたペットが死んでしまったことでしょうか。
同じことを経験しても、人によって感じ方は違います。
あなたが何も感じていないことも、人によっては「悲しい」と感じることもかもしれません。
人の数と同じだけ、さまざまな「悲しい」が存在するのです。
相手のことすべてに共感し同意することは難しいです。
もちろん、自分のことをすべて受け入れてもらうこともできません。
しかし、相手の言っていることや思っていることが、その時すぐにわからなくても、
あとになって「あの人はあの時こう思っていたのではないだろうか」と
ふと気がつくことがあります。
大切なのは、相手の気持ちに寄り添う姿勢です。
たとえ、相手が何を思っているのかわからないとしても、
それを理解する努力をすることはできます。
そして、お互いが相手の気持ちに寄り添えた時、
初めてその人と「つながる」ことになるのではないのでしょうか。



長崎平和学習の旅 学習報告



8月8日(火)～10日(木)

■人権推進室 (TEL 24-7022・FAX 23-6537)



今年度参加者 左から
 しみお塩 悠介さん (府立工業高校)
 ふくみお岡 なつきさん (中丹支援学校)
 ひらみ東 希さん (福知山高校)
 むらかみ 美真奈さん (福知山高校)

本市の高校生4人が8月8日～8月10日まで被爆地長崎での平和学習に参加しました。この取組は、学習をとおして平和の大切さや尊さを学び、広く人権感覚を養うとともにその学習成果や人権尊重の意識を市民に啓発できる人材の育成を目指し、毎年実施しています。

現地では、2日間に渡る「青少年ピースフォーラム」に参加し、全国からの参加者と交流を深めるとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを学びました。

最終日には、現地ガイドの方に案内していただき、被爆遺構を巡るフィールドワークに参加しました。

青少年ピースフォーラム

①被爆体験講話

72年前に被爆された深堀 譲治さんのお話を聞きました。深堀さんは中学3年のときに被爆され、母親を亡くされました。お話の中で、深堀さんは「原爆の恐ろしさを伝えられる想像力を持つてほしい」と話されました。

②こじんまりフィールドワーク

ピースフォーラムの中で地元長崎の大学生ボランティアの人に、「国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館」や「ふりそでの少女像」などを案内していただきました。

③MY平和宣言

核兵器をなくすために必要なことは何か？について参加者がグループに分かれて話し合い、自分たちの「MY平和宣言」を発表しました。



▲こじんまりフィールドワーク



フィールドワーク

「長崎平和学習の旅」の最終日には、現地ガイドの人から「山王神社」や「浦上天主堂」などを案内していただき、被爆の実相やキリシタン差別、部落差別について学びました。現地では経験できない、原爆の実態を学び、平和への決意を新たに帰福しました。



▲原爆落下中心地公園での様子
72年前の地層が保存されている。

事後発表会

8月25日(金)に福知山市民ホールで行われた「人にいちばん近いまちづくり人権講演会」で、市民の前で平和宣言文や現地を学んだことについて発表しました。



平和宣言文

- ・命や人権を尊重する
- ・過去の戦争を風化させない
- ・偏見を持たず、相手を知ろうとする
- ・小さなことでも感謝の気持ちを持つ
- ・笑顔で毎日過ごす